

金融審議会金融分科会第一部会 投資サービス法制定に関する「中間整理」に対する意見書

2005年8月26日
日本弁護士連合会

第1 はじめに

金融審議会金融分科会第一部会は、金融商品に関する横断的な規制を内容とする投資サービス法制定に関し審議を重ね、2005年7月7日に、その「中間整理」を公表した。

当連合会は、昨年5月8日に「金融サービス法の制定を求める意見書」(以下、「日弁連金融サービス法意見書」という)を取りまとめ、金融サービス全般にわたる業界横断的、商品横断的な消費者保護立法を早急に制定するように提言している。

今回、金融審議会金融分科会第一部会が、投資サービス法制定に関する「中間整理」を公表するに至ったことは、「金融サービス法」の制定を求めてきた当連合会の意見の趣旨に沿ったものとして評価することができる。

しかし、その「中間整理」の内容を見ると、当連合会が制定を求めている「金融サービス法」の内容と比べ、不十分である部分も存在し、適用範囲や行為規制の内容など極めて重要な問題を含むので、当連合会は、上記「中間整理」に対して、以下のとおり意見を述べる。

第2 投資サービス法制定に向けた基本的方向性について(「中間整理」1～3頁)

「中間整理」が「適正な利用者保護を図ることにより、市場機能を十分に発揮しうる公正・効率・透明な金融システムの構築を目的として、証券取引法を改組し、投資サービス法(仮称)を制定すること」としている点については、利用者保護の前進に取り組むものとして、一定の評価をすることができるが、消費者被害救済の項目が欠落している。

「中間整理」では、英国金融サービス・市場法において消費者の保護が規制の目的の1つとして掲げられていることが指摘され、「その理念として参考になる」とされているのであり、今後、消費者被害救済の実効性ある措置を講じるべきである。

第3 各論点についての意見

1 「投資サービス法の対象範囲」について(「中間整理」3～7頁)

(1)対象商品(投資商品)の範囲

ア 投資サービスの対象商品については、金融商品を幅広く漏れなく対象とすべきである。

「中間整理」では「利用者保護を前提に、活力ある金融市場を構築すべく、現在の縦割り業法を見直し、幅広い金融商品を対象とした法制を目指すことが必要である。」とし、証券取引法により投資家保護策が講じられてきた金融商品、法律上の投資家保護策が講じられていない金融商品、証券取引法以外の法律による投資家保

護の対象となっている金融商品などを挙げ、「可能な限り幅広い金融商品を対象とすべきである。」としているが、これ自体は十分評価に値するところである。

そして、既存の金融商品については、具体的検討の場面において、所管官庁の縦割行政の弊害によって制約されることのないよう十分留意して制度設計を行われたい。

イ 投資商品としての性質から、商品先物取引や海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引などの商品デリバティブを対象に含めるべきは当然のことである。「中間整理」には、これらを含めるべきことが明確にされていないが、問題であると言わなければならない。

商品先物取引や、海外商品先物取引、海外商品先物オプション取引などの商品デリバティブは、消費者からみれば、利殖を目的とする投資行為である。これらを投資サービス法の対象に含めるべきでないとする論者は、対象が商品であり金融商品を対象とする投資サービスに含めるべきでないとするが、消費者の見地からは利殖目的で資金を投じるという点で有価証券取引、投資信託などと全く変わらないのである。今回の投資サービス法が「現在の縦割り業法を見直し、幅広い金融商品を対象とした法制を目指す」というのであれば、これらを対象から除外することは、その名に値しないと言わざるを得ない。

例えば、海外商品先物オプション取引は、商品先物取引におけるポジションを原資産とするデリバティブであり、一般消費者にはとうてい適合しないと思われる取引であるにもかかわらず、法の網から漏れている結果、主婦や高齢者を狙って勧誘する業者があり、極めて問題の多い勧誘が組織的に行われてきて大きな被害を発生させていることは、日弁連金融サービス法意見書においても既に指摘したところである（同意見書3頁）。

また、商品先物取引については、国民生活センターの年間苦情件数が7000件を超えるという異常な事態の中で、昨年、商品取引所法の改正が行われ、勧誘規制を中心に従来より厳しい規制がなされたところではある。しかしながら、不招請勧誘の禁止まで踏み込まず、広告面での規制が不十分であるなど、事業者育成の目的をも併せ持つ現在の所管官庁による規制には限界が見られ、消費者保護の観点から、投資サービス法の規制対象に含め、その統一的な規制の枠組みの中で規制を行う必要がある。

ウ また、預金、保険が対象に含まれるとすることは、仕組預金や変額保険の金融商品としての性質に着目すれば、当然である。

エ このように既存の金融商品を幅広く取り込むことに加えて、新しい金融商品や隙間的金融商品を漏れなく対象とする必要があり、そのためには、金融商品を広く定義する包括的規定が不可欠である。

この点において、「中間整理」では、投資サービス法の対象となる金融商品についての定義について検討を試み、引き続き議論を深めていこうとしている点は評価に値するところである。

当連合会においても、日弁連金融サービス法意見書の中で、金融商品を漏れなく対象とするとの見地から抽象的定義を試みているのであり（同意見書6頁）、今後

の投資サービス法の議論においては、この定義をも参考にし、新しい金融商品や隙間的金融商品を漏れなく対象とすることのできる定義規定をおくべきである。

さらに、「中間整理」では、幅広く金融商品を投資サービス法の対象とすることにとまなう他の法律との間の適用関係の整理の必要性に言及し、「投資サービス法が金融商品の販売や資産の運用に関する一般法としての性格を有するものと位置づけつつ、...可能な限り同種の性格を有する法律についてはこれに統合することが適当である。」としているが、基本的に賛成である。

(2)対象業務（投資サービス業）の範囲

ア 販売・勧誘行為

販売・勧誘行為については、可能な限り広くとらえるべきである。

「中間整理」では、「営利性などを要件とせず可能な限り広くとらえるなどの措置を検討していくことが望ましい。」とし、「発行者自身による販売・勧誘行為についても業者ルールによる規制の対象とすることが適当である。」としているが、基本的に賛成である。

また、「中間整理」では、「銀行、保険会社といった業態に係わらず、投資商品の販売等に関する一般法として、その行為規制を業態を問わず適用することが適当である。」としているが、基本的に賛成である。

イ 資産運用・助言

「中間整理」では、「投資信託委託業者についても投資サービス法上の資産運用・助言業者として証券投資顧問業者と規制を一元化することが考えられる」とし、「投資（金融）商品を含む、あるいは含みうる、資産の運用や投資信託など投資商品の運用を広く投資サービス法の規制対象とすることが適当である。」としているが、基本的に賛成である。

しかしながら、助言と運用とはその内容において異なる部分も多いのであり、とりわけ助言については、より厳しい行為規制が課されるべきである。

ウ 資産管理

分業化が進んできたので、資産管理業を独立した業として行為規制することが必要である。（特に、分別管理義務等投資家資産確保のための実効ある規定を整備することは極めて重要である。）

この点において、「中間整理」の中で、独立の資産管理者に関する行為規制を積極的に行おうとしている点には基本的に賛成である。

エ 仕組み行為

仕組み行為は、金融商品の製造ともいうべき行為であり、集団投資スキーム等において金融商品としての適格性を欠く商品が粗製濫造され投資家に被害が生じた場合には、仕組み行為自体の適法性が問われる必要がある。その意味で、仕組み行為についても行為規制が必要であり、「中間整理」がこの点についてやや消極的な記述がなされているのは問題である。とりわけ、仕組み情報の開示ルールは必ず盛り込むべきである。

オ その他

格付機関や証券アナリスト等のファイナンシャルゲートキーパー業務が、今日の

金融サービスにおいて重要な意義を有していること、特に投資家がこれらの業務に対する信頼を前提として取引を行っている実態に鑑みれば、これらの業務についても本来業務として規制をすべきである。

2 「規制内容」について（「中間整理」10～16頁）

（1）基本認識

個人投資家を中心とする一般消費者に投資商品を販売する場合には、投資家保護を強化する観点から、その対象を広げ、かつ、従来の証券取引法の規制に、さらに利益相反防止義務やベストアドバイス義務などを明示するなど規制を追加して、投資家の保護を十分なものにするという基本認識に立つべきである。

「中間整理」では、「個人投資家を中心とするアマに投資商品を販売する場合には、適正な投資家保護を確保する観点から、必要な規制の見直しを行う」とするにとどまるが、上記のような観点から、規制の強化を行うべきである。

（2）業務範囲

「中間整理」では、「本来業務として、投資商品として位置づけられる幅広い金融商品に係る販売・勧誘やこれに関する資産運用・助言、資産管理を、一体として規制すべきである。」とする。

たしかに、販売・勧誘、運用・助言、資産管理を投資（金融）サービス業として一括して登録することは合理的な面があると思われるが、投資（金融）サービス業の登録がある業者には、全部の業務を行う業者から一部の業務しか行わない業者もあることになるわけであるから、その行うべき業務の範囲が登録の種類で明確かつ容易にわかるようにすべきである。

（3）参入規制

「中間整理」では、「原則登録制とし、財務の健全性の確保、コンプライアンスの実効性、経営者の資質（fit and proper）などに配慮しながら、業務内容に応じた要件を定めるべきである。」とする。

原則登録制として、業務内容に応じた要件とすることは適切であり、基本的に賛成であるが、以下の点についても十分配慮すべきである。

ア まず、要件を適切に定めることである。特に、現在、許可・認可・免許等の参入要件が設けられている業務のうち、リスクが大きい金融商品、複雑な構造の金融商品、運用期間が長い金融商品、一任的な運用を行う金融商品を扱う業務については、許認可制とするか登録制とするかに関わらず、ある程度高いハードルが設けられるべきである。

イ 次に、無登録営業を禁止し、違反に対する罰則を設けるべきである。登録制とする以上、当然の規制である。これにより、悪質業者の芽を早期に摘むことができる。例えば、最近の外国為替証拠金取引に関する被害状況を見ると、どこにも登録していない悪質な業者が跋扈し、その被害を拡大させたことは顕著な事実である。無登録業者は投資（金融）サービスを行えない制度とし、すべての投資（金融）サービス業者が登録することにより素性を明らかにして、当局の監視下におかれることは極めて重要なことである。

ウ さらに、投資（金融）サービスを行っている業者に対しては、無登録であっても当局の調査権限が及ぶこととすべきである。例えば、無認可共済問題では、共済と名乗る組織の中に無免許で保険業を行っているところがあると言われているにもかかわらず、業務内容の調査権限がないとして保険業法違反の調査すらなされず、放置された経緯がある。すなわち、無登録業者に対する調査権限があつて初めて無登録営業の禁止が実質的に担保されることになるのである。

エ また、登録取消要件等の退出ルールを明確に定めることが必要である。一旦登録しても、公正な市場のルールや顧客保護に関するルールに違反した業者は、市場から速やかに退場させる明確なルールを確立することによってはじめて市場に対する信頼を確保できるのである。

(4) 行為規制

ア 基本認識

一般消費者を対象とする投資商品の販売については投資家保護規定を拡充すべきである。「中間整理」の中で、この点が指摘されていることは妥当である。

ただし、重要なのは、その投資家保護拡充の内容である。たとえ投資サービス法において幅広い金融商品を対象とする漏れのない制度を構築したとしても、例えば、それが金融商品販売法の適用対象を「拡充」しただけの制度となつては意味がないのである。

すなわち、金融商品販売法は2001年4月に施行され、以後4年以上経過したが、同法を根拠に損害賠償請求を認容した判決は、マイカル債に関するものが1件把握されているだけである。同法は、金融商品全般についての説明義務の明定や勧誘方針策定の義務づけにより実務に一定の緊張感をもたらすという効果はあつたし、勧誘方針の規定（8条2項1号）を通じて適合性の原則が証券に限らず金融商品全般に適用される原則であることを法律上明示した点でそれなりの意義はあるものの、訴訟の場においてはほとんどその意義を見い出せていないというのが現状である。むしろ、判例上、信義則を根拠に広範に認められてきた説明義務の内容を後退させている面が少なくないのである。

このほかにも、外国為替証拠金取引による被害が激増した2004年4月に、同取引を金融商品販売法の適用対象としたが、その後も被害は減少することなく2005年に至っているものであり、金融商品販売法の内容を同一の内容で横に「拡充」してみても、金融商品に関する消費者被害防止には役立たないのである。

さらには、保険取引は金融商品販売法の対象であるが、一般に保険のリスクは元本欠損リスクだけではなく、したがって、同法において元本欠損リスクの説明を義務づけたり元本欠損額を因果関係のある損害と推定したりしても、意味がない場合がほとんどである。保険に関する相談はきわめて多く、一般消費者がその内容を適切に理解することは困難なものである。しかも、保険外交員による販売体制や金融商品としての透明度が低いことも明白であり、同法とは別の行為規制を「拡充」しなければ、保険取引に関する被害を防止することはできないのである。

イ 投資家保護規定の拡充

投資家保護規定の拡充に当たっては以下の規定を盛り込むべきである。

a 誠実公正義務，利益相反防止・忠実義務

日弁連金融サービス法意見書において提言したとおり，業者の基本義務として，「消費者に対して信義を旨とし，誠実かつ公正にその業務を遂行しなければならない」とする義務（誠実公正義務）を課し，「消費者に対して忠実義務を負い，消費者の利益を犠牲にして自己又は第三者の利益を図ってはならない」とする義務を課すべきである。そして，この違反に関しては業者は損害賠償義務を負うとすべきである（同意見書9頁）。

b 不招請勧誘禁止

電話・ファックス，訪問，電子メールによる不招請勧誘（取引を希望していない消費者に対する勧誘）を原則禁止とすべきである。

不招請勧誘に対する厳しい姿勢は世界的な流れとなっている。EU諸国においては，2003年7月にいわゆる「通信に関する指令」の合意がなされ，同年10月末より，消費者の事前の同意がない場合に，ダイレクトマーケティングの目的で，自動架電装置によって電話をすること，FAX・電子メールを送信することを全面的に禁止するという「オプト・イン規制」（事前に同意なき限り勧誘してはならないとの規制）が実施されている。アメリカでも，電話勧誘について，2003年10月1日以降は，「Do-Not-Call」というリストに登録し電話勧誘拒否の意思を表明した人に対しては，電話勧誘を行ってはならないとする制度が採用され，同年10月末の時点で，全米の総世帯数約1億2000万世帯の半数に迫る約5000万件の登録がなされている。イギリス，ドイツでは，不招請のFAXは「受信者の用紙と電力の窃取」と解釈されており，事前の同意がない限りFAXで勧誘を行うことを禁止している。

これに対し，わが国の不招請勧誘規制は立ち後れていると言わざるを得ない。今日までに実現した不招請勧誘を内容とする立法は，外国為替証拠金取引被害を規制するために本年7月1日に施行された金融先物取引法（同法においては，電話，訪問だけが禁止されているにとどまる）だけである。

投資による損失を巡るトラブルの多くは，不招請勧誘に端を発しているものであり，前述の諸外国における不招請勧誘に対する厳しい姿勢の流れを考えれば，今回の投資サービス法においては，広く金融商品一般についての行為ルールとしなければならないのである。この点については，日弁連金融サービス法意見書において，「金融サービス業者は，消費者に対して，事前の承諾なく，電話，訪問，ファックス，Eメールなどの方法で金融商品の販売等を勧誘してはならない。」との規定を盛り込むべきことをすでに提言しているところである。

そして，これを実効あらしめるために，違反に対しては，消費者は契約を取消し，又は損害賠償を請求することができるものとし，さらには業者に対し業務停止等の処分規定を盛り込むべきである。

c 適合性原則・ベストアドバイス義務

適合性原則に関しては，日弁連金融サービス法意見書において提言したとおり，2段階で位置づけ，第1次的には，「消費者にその取り扱うすべての金融商品の中から最適な商品を紹介すべき義務」（ベストアドバイス義務）を業者の努力義

務として課し、第2次的に、「消費者の知識、経験、資力、投資目的等に適合しない金融商品を勧誘してはならない」とする法的義務を業者に課すべきである。

そして、これを実効あらしめるために、第2次的な法的義務に違反した場合には、消費者は契約を取消し、又は損害賠償を請求することができるものとすべきである（同意見書9頁）。

d 説明義務

説明義務に関しては、日弁連金融サービス法意見書において提言したとおり、業者に対し、契約締結に先立って契約の概要その他重要事項を記載した書面（事前書面）の交付を義務づけ、契約締結に当たって契約の内容及び履行に関する重要事項を記載した書面（契約書面）の交付を義務づけ、その上で、上記の事前書面、契約書面、その他重要な事項について、消費者の十分な理解を得るよう説明すべき義務を課すべきである（同意見書9～10頁）。

なお、説明義務の内容については、元本割れ、元本以上の損失の警告だけに矮小化されるべきではなく、信義則を根拠に広範に認められている判例の説明義務の水準、すなわち、消費者が当該投資（金融）サービスの仕組みと危険性、リターンとリスクの全体像について正しい理解を形成した上で投資判断ができるよう配慮すべき義務にまで高められるべきである。

そして、これを実効あらしめるために、違反に対しては、消費者は契約を取消し、又は損害賠償を請求することができるものとすべきである。

e 広告に関する規制

広告に関する規制に関しては、日弁連金融サービス法意見書において提言したとおり、当該金融商品の危険性の程度その他消費者の投資判断に影響を及ぼす重要事項を漏れなく表示することを義務づけると同時に、当該金融商品を通じて得ることのできる利益の見込みなどに関し、事実と相違する表示や人を誤認させるような表示を禁止する規定を置くべきである（同意見書9頁）。

そして、これを実効あらしめるために、違反に対しては、消費者は契約を取消し、又は損害賠償を請求することができるものとし、さらには、業者に対し業務停止等の処分規定を盛り込むべきである。

f 受託者責任

金融商品が複雑化・高度化する中で、受託者責任の整備は極めて重要である。

「中間整理」では、受託者責任を具体化する義務について、資産運用・助言業者につき、誠実公正義務のほか、「善管注意義務、忠実義務、自己執行義務、分別管理義務を規定すべきである。」としているが、適切である。

受託者責任を具体化した義務については、基本的に、適合性原則、最良執行義務、価格公表義務等の証券取引法や証券投資顧問業法において定められている義務を横断化する方向で検討すべきである。また、これらの検討に際しては、米国統一信託法典において、分散投資義務、リターンに見合わないリスクを避けるべき義務などが規定されていることを参考にすべきである。

また、悪質業者が顧客資産を流用し被害を拡大させている例は枚挙にいとまないと、分別管理義務等顧客資産の確保に関する規制は実効ある規定の整備が

必要である。

g 手数料の開示

手数料は投資家にとって重要な情報である。当該の各契約によって業者や勧誘担当者個人がいくらの手数料を得るかという事実は、消費者が投資を決断する上で極めて重要であるから、業者側に対し開示の義務づけを行うことはぜひとも必要である。

h 取引記録等の作成保存義務

日弁連金融サービス法意見書において提言したとおり、業者に対し、消費者との取引記録をその都度、作成・保存する義務、消費者から請求があった場合には、取引記録等を提出しなければならない義務、その行為の適法性に関する消費者からの調査に協力すべき義務を課すべきである（同意見書10頁）。

そして、これを実効あらしめるために、業者の上記の各義務に違反した場合には、損害賠償義務を負うとすべきである。

ウ プロとアマとの区分

「中間整理」では、「行為規制についてプロ・アマの区分を設け、区分内容に応じた行為規制とすることにより、プロ間の市場の自由度を高め、その活性化を図るべきである。」とするが、投資家保護規定の適用されない「プロ」は、機関投資家に限定されるべきである。

3 「 集団投資スキーム（ファンド）」について（「中間整理」16～19頁）

- (1) 「中間整理」では、「ファンド全般について販売規制の対象として、販売にあたって必要と考えられる情報開示などを義務づけるとともに、資産管理、運用者の受託者責任、運用報告などについて、最低限の仕組み規制を適用することが必要である。」とする。

金融商品が高度化・複雑化する中で、ファンドについて幅広く規制の対象とすることは極めて重要である。規制の内容については、「ファンドの内容に応じて柔軟性を持たせるべき」との指摘があるが、少なくとも一般投資家を販売先とするファンドについては、投資家保護の実効ある規律が必要である。

こうした観点から、「中間整理」が指摘するファンドの届出・登録、実効ある資産管理の規律、運用者の資格要件、受託者責任・利益相反防止措置等、運用報告等の規定を整備することは、最低限必要不可欠の措置である。

受託者責任・利益相反防止措置等について、ファンドにおいては、ファンドの仕組み行為を行う者、販売行為を行う者、運用者、資産管理者等関係者が多数に上ることから、規定を整備するにあたっては規律に抜け穴ができることがないよう規律を行うことが肝要である。

また、受託者責任の原則規定を置くことは重要であるが、2(4)イfでも指摘したように、その注意義務については、より具体的な規定を置くべきであり、この点から、米国統一信託法典において、分散投資義務、リターンに見合わないリスクを避けるべき義務などが規定されていることを参考にすべきである。

- (2) 「中間整理」には触れられていないが、集団投資スキームに見合った実効的な行為

規制を行うべきである。例えば、リアルタイムの運用状況の開示を原則として義務づけ、運用者の個人責任の明確化（運用者登録、代表訴訟制度等）などを検討すべきである。

集団投資スキームにおいて金融商品の製造行為というべき仕組み行為が適正を欠いた場合には、端的にその仕組み行為の違法が問われるべきであるところ、かかる観点からの民事ルールの整備を検討すべきである。

また、投資家保護の観点・投資家の予測可能性の観点から、集団投資スキームの多数決による変更手続については慎重な配慮が必要である。

4 「市場のあり方」について（「中間整理」19～22頁）

「中間整理」の記述においては、消費者の立場から見た「市場のあり方」についての認識が不足していると思われる。消費者の方を向いた市場という側面から、取引所情報の消費者への開示・提供、不透明な市場（取引システム）の改善等を検討すべきである。

5 「ルールの実効性の確保（エンフォースメント）」について（「中間整理」22～27頁）

（1）基本認識

ルールの実効性確保が重要なのは当然のことである。よい金融商品がない、わずらわしい勧誘にさらされる、被害にあっても救済されにくいなどの状況を克服しない限り、一般の個人の躊躇は続くことになる。

（2）市場行政体制の強化

「中間整理」においては、漠然と「体制の大幅な強化」を述べるにとどまり、エンフォースメント体制の一元化に向けたビジョンが示されていない。

幅広い金融商品を対象とした漏れのない制度にふさわしい組織が監視監督機能を担う必要があるのであり、国家行政組織法3条に規定する独立行政委員会として金融サービス委員会を設置し、そこで監督、監視を行うこととするべきである。そして、金融サービス委員会では、消費者が継続的に関与する仕組みを取り入れることが、消費者の信頼確保のために重要である。これについては、当連合会が昨年の日弁連金融サービス法意見書において提言しているので、参考にされたい。

（3）市場監視機能の強化

ア 民事責任規定

a 消費者被害の救済は民事規制の観点で捉えるのみでなく、それ自体が投資サービス法のメインテーマの一つとなるべきものである。金融商品による消費者被害が適切に救済される体制があってはじめて、金融商品の取引に対し一般の個人が参加できることとなる。

b 現状の民事規制は不十分であり、更に効果的にする必要がある。そのためには、不招請の勧誘を禁止しその違反があった場合に取消権等の民事効を与えることや、適合性の原則違反を理由として不法行為の成立を認め損害賠償を命ずる判決が積み重ねられてきたことに鑑み、適合性の原則違反に損害賠償義務・取消権

・無効等の民事効を伴わせるなどの規定が設けられるべきである。

さらに効果をあげるためには、消費者の立証責任の軽減と、事業者の懲罰賠償制度が考えられる。また、クラスアクション制度や団体訴権などについてもその導入を検討すべきである。

イ 課徴金

課徴金については、「中間整理」で指摘されているとおり、独占禁止法の改正に伴って今後行われる予定の課徴金にかかる制度のあり方等に関する検討などと連携しつつ、その適用範囲、内容、他のエンフォースメント手段との関係などに検討すべきである。

そして、さらに、利益吐き出しやこれらを原資とした被害者救済の手法についても検討すべきである。

(4) 自主規制機関の機能強化

ア 「中間整理」では、証券業協会と同等の機能を各機関が有するようにすることによって自主規制機関の機能強化を図ることが指摘されているが、基本的に賛成である。

イ 「中間整理」では、さらに、苦情処理・あっせん業務の業態横断的な取り組みなどの関連自主規制機関間の連携のあり方について検討を行うべきことが指摘されているが、より効果的なエンフォースメント体制を構築する観点から、検討を加えることは重要である。

ウ (3)アにおいて民事責任規定について述べたが、このような、効果的な民事規制は、被害救済の観点からすると一手段にすぎない。民事裁判による被害救済のほか、監督監視機関の後見的活動による被害救済、ADRによる被害救済など、複数の被害救済手段が重疊的に整備されることにより、適切な被害救済体制が実現されるべきである。

(5) 投資サービス業者のコンプライアンス強化

「中間整理」では、コンプライアンス強化のための措置をとるべきこと、幅広く調査や行政処分を行うことができるようにする措置を講ずることが指摘されているが、基本的に賛成である。

以 上

【添付資料】金融サービス法の制定を求める意見書

(2004年5月8日 日本弁護士連合会)